

第3次武豊町障がい者計画 第7期武豊町障がい福祉計画 第3期武豊町障がい児福祉計画

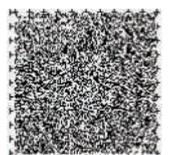
【概要版】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和6年3月
武豊町

このマークは目の不自由なかなどのための音声コードです。専用の読み上げ装置やスマートフォンなどで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年3月に「第2次武豊町障がい者計画」、「第5期武豊町障がい福祉計画」及び「第1期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進しています。また、国の障がい者支援関連政策の動向、法の制定・改廃状況、本町の状況等を踏まえ、障がい者施策を計画的に推進していくため、令和3年3月に「第6期武豊町障がい福祉計画」及び「第2期武豊町障がい児福祉計画」を策定しています。

近年、障がいのある方の重度化・高齢化や価値観の多様化等が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

こうした状況の中、社会福祉制度の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化が見られます。そのため、「障がい者福祉」だけでなく「地域福祉」「高齢者福祉」「児童福祉」「生活困窮者に対する福祉」など福祉の各分野と連携しながら包摂的な社会づくりが求められています。

このようなニーズに対応するため、本町においては令和5年度から「重層的支援体制整備事業」を本格実施し、住民一人ひとりがお互いを認め支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指しています。

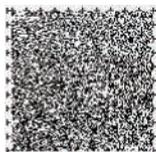
国の福祉関連政策の動向、障がいのある人に対するアンケート結果や事業所ヒアリング及び障がいのある人を取りまく課題を踏まえて、「第3次武豊町障がい者計画」、「第7期武豊町障がい福祉計画」及び「第3期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第3次武豊町障がい者計画	第7期武豊町障がい福祉計画	第3期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的）	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）
計画期間	6年	3年	3年
備考	策定義務（平成19年度～） [平成18年度以前は努力規定]	策定義務（平成18年度～）	策定義務（平成30年度～）

3 計画の期間

計画名	年度	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
武豊町障がい者計画		第2次計画					第3次計画						
武豊町障がい福祉計画		第5期計画		第6期計画		第7期計画							
武豊町障がい児福祉計画		第1期計画		第2期計画		第3期計画							



4 計画の策定体制

① 武豊町地域福祉推進協議会、障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「武豊町地域福祉推進協議会」に「障がい者計画・障がい福祉計画等策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

② 障がい福祉に関するアンケート調査

障がいのある方に対しては現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点、町民に対しては障がいのある方との関わり等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

③ ヒアリング調査

町内で活動している障がいのある方の当事者会や家族会、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスを実施している事業所の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてお聞きすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

④ 知多南部地域自立支援協議会の提言

南部3町（南知多町、美浜町、武豊町）で構成している知多南部地域自立支援協議会における各部会からこの地域における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言をいただきました。

第3次武豊町障がい者計画

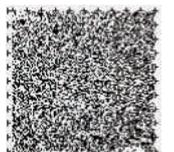
5 基本理念

国が平成19年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第3次武豊町障がい者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第2次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとつつながるまち 武豊



6 基本目標

社会情勢の変化や国等の動向、前回の計画の評価等を踏まえ、基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の3つの基本目標を定めます。

- 1 安全・安心で暮らしやすい共生のまちづくり
- 2 地域で支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 3 誰もが輝き社会参画できるまちづくり

7 施策の体系

〔基本理念〕支え合い一人ひとりの個性が輝きひとつがつながるまち武豊

基本目標	施策の方向性	具体的施策	
1 安全・安心で 暮らしやすい 共生のまちづくり	1 権利擁護の推進、虐待の 防止及び差別の解消	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 差別の解消 (3) 広報・啓発活動の推進	
	2 利用しやすい生活環境の 整備	(1) 移動・外出支援の推進 (2) 人にやさしいまちづくりの推進 (3) 居住環境の整備に対する支援	
	3 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進	
	2 地域で支えあい、 健康でいきいきと 暮らせる まちづくり	1 自立した生活の支援	第7期武豊町障がい福祉計画・ 第3期武豊町障がい児福祉計画
		2 保健・医療の充実	(1) こどもに対する健診等の充実 (2) 障がいの原因となる疾病の予防 (3) 医療的ケア児者の支援 (4) 保健・医療の適切な提供
		3 こどもへの支援・教育の 充実	(1) こどもへの支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 福祉教育の推進
3 誰もが輝き 社会参画できる まちづくり		1 情報のアクセシビリティの 向上と意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実 (3) 意思疎通支援の充実
		2 雇用・就労、経済的自立 の支援	(1) 総合的な就労支援体制の確立 (2) 経済的自立の支援 (3) 雇用・就労機会の支援
		3 文化芸術活動・スポーツ 等の振興	(1) 文化芸術活動の推進 (2) 障がい者スポーツの振興 (3) ボランティア・地域福祉活動の充実

8 数値目標（抜粋）

1-1 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消

障がい者を理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止に取り組むとともに、虐待事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制を関係機関と構築します。また、成年後見制度等の権利擁護の周知や障がい及び障がいのある方に対する理解について啓発に努めます。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
障害者差別解消法の認知度（障がい者用調査）	27.3%	30.0%
障害者差別解消法の認知度（障がい児用調査）	43.8%	48.2%
障害者差別解消法の認知度（町民向け調査）	29.5%	32.5%
考え方	障害者差別解消法について『知っている』（「名称も内容も知っている」「名称は知っているが、内容は知らない」を合計したもの）と回答した方の割合	

1-2 利用しやすい生活環境の整備

障がいのある方の移動・外出支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会で関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしの環境づくりを目指します。また、障がいのある方の居住環境の整備に対する支援を行うことによって、利用しやすい生活環境の整備を図ります。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
公共施設のバリアフリー化（障がい者用調査）	4.9%	5.4%
公共施設のバリアフリー化（障がい児用調査）	8.2%	9.0%
考え方	「充実していると思うこと」について回答した方の割合	

1-3 防災・防犯対策の推進

平常時から障がい特性などについての理解の浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、自主防災会を含めた地域住民等各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努め、個別避難計画の作成を推進します。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
緊急時の支援体制の充実（障がい者用調査）	2.8%	3.1%
緊急時の支援体制の充実（障がい児用調査）	3.1%	3.4%
考え方	「充実していると思うこと」について回答した方の割合	

2-1 自立した生活の支援

障がいのある方が福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができるよう、事業の円滑な展開に努めるとともに、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」による計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を目指します。

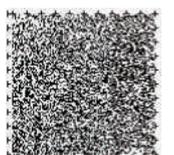
項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
相談体制について（障がい者用調査）	30.4%	33.4%
相談体制について（障がい児用調査）	38.8%	42.7%
考え方	現在の相談体制について「満足している」と回答した方の割合	

2-2 保健・医療の充実

障がい児がいきいきと個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見が必要です。そのため、乳幼児期における各種健診や相談の充実を図ります。加えて、医療的ケア児等コーディネーターの充実を図るとともに、サポート体制の拡充を目指します。

また、障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施します。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
相談窓口や相談指導する体制の充実（障がい者用調査）	5.8%	6.4%
相談窓口や相談指導する体制の充実（障がい児用調査）	7.1%	7.8%
考え方	「充実していると思うこと」について回答した方の割合	



2-3 こどもへの支援・教育の充実

障がい児が地域でいきいきと成長できるよう、児童発達支援センターを整備し、障がい児やその家族に対する相談体制の充実や、療育・教育に対する支援の充実を目指します。

また、子どもの頃から福祉や障がいに対する理解を深めることを目的に、福祉教育の充実を目指します。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
障がいのある子どもの療育や教育の充実（障がい者用調査）	4.4%	4.8%
障がいのある子どもの療育や教育の充実（障がい児用調査）	8.2%	9.0%
考え方	「充実していると思うこと」について回答した方の割合	

3-1 情報のアクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

障がいのある方が地域で生活していくためには、様々な情報を入手できるよう意思疎通に関する手段の確保が必要です。障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、ICTの発展に伴い、様々な媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援の充実に努めます。

また、行政情報を発信する際は、わかりやすい表現を行うことを心がけます。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
障がいのある方への情報提供の充実（障がい者用調査）	3.2%	3.5%
障がいのある方への情報提供の充実（障がい児用調査）	5.1%	5.6%
考え方	「充実していると思うこと」について回答した方の割合	

3-2 雇用・就労、経済的自立の支援

誰もが地域社会の一員として、収入や生きがいを得られるよう、障がいのある方の就労についての理解の促進を図るとともに関係機関が連携して就労支援を行うなど、障がい者の就労機会の促進を目指します。また、各種手当・制度などの周知や日常生活自立支援制度の周知などにより、経済的自立の支援に努めます。

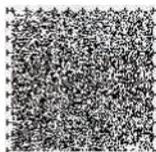
項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
障がい者の就労率（障がい者用調査）	31.8%	35.0%
考え方	日中のおもな過ごし方について『働いている』（「正職員として働いている」、「正職員以外として働いている」、「自営業をしている」、「障がい者のための通所サービスを利用して働いている」を合計したもの）と回答した方の割合	

3-3 文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障がいのある方が、生活の質を高めることができるようスポーツ・文化・レクリエーション活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図ります。

また、地域住民による日ごろからの身近な支えあいを推進するため、幅広い年代層で様々な立場の方が参加できる支えあい活動の推進を目指します。

項目	基準値（令和4年）	目標値（令和10年）
ボランティア活動への参加意向（町民向け調査）	38.8%	42.7%
考え方	ボランティア活動について『参加したい』（「ぜひ参加したい」「できるだけ参加したい」「機会があれば参加したい」を合計したもの）と回答した方の割合	



第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい児福祉計画

9 基本理念

第3次武豊町障がい者計画に掲げる基本理念「支え合い 一人ひとりの個性が輝き ひとつながるまち武豊」及び国の基本指針を踏まえ、第7期武豊町障がい福祉計画及び第3期武豊町障がい児福祉計画においては、次の基本理念を掲げ計画を作成し、諸施策を推進します。

- 1 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知
- 3 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

10 成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

R4
実績

施設入所者数 **16**人

R8
目標

地域生活移行者数 **1**人 (6%)

R8
目標

施設入所者の削減数 **1**人 (6%)

② 地域生活支援の充実

R8
目標

既存の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能の充実のため、年1回以上運用状況検証及び検討強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、知多南部地域自立支援協議会で二一ズを把握し、スキルアップを目的とした研修参加促進等を含めた支援体制の整備を検討

③ 福祉施設から一般就労への移行等 (抜粋)

R3
実績

一般就労移行者数 **6**人

R8
目標

一般就労移行者数 **9**人 (1.5倍)

R3
実績

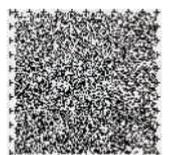
一般就労に移行する者が
就労定着支援事業を利用する割合
4人

R8
目標

一般就労に移行する者が
就労定着支援事業を利用する割合
6人 (1.5倍)

R8
目標

就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所 全体の**2割5分**以上
※町内に就労定着支援事業所の参入があった場合のみ



④ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター（令和7年度運用開始予定）

R8
目標

以下の機能を発揮できるよう事業所等と連携しながら検討

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核機能
- ・地域の発達支援に関する入り口としての相談機能

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所圏域で確保する

R8
目標

しかしながら、事務所に対して近隣市町や町内への設置を呼びかける。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター

R8
目標

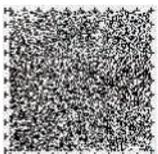
知多南部地域自立支援協議会子ども部会を協議の場として設置し、医療的ケア児等コーディネーターについては、相談支援専門員に加え、保健師などの有資格者の増員を目指す。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

取組事項		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	547件	547件	547件
	人材育成の支援件数	26件	26件	26件
	連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	7回	7回
	主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	3人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	9回	9回	9回
	参加事業者・機関数	35機関	35機関	35機関
	専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会
	専門部会の実施回数	28回	28回	28回

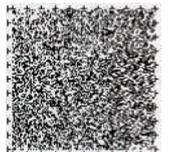
⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

取組事項		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本町職員の参加人数	10人（延）	10人（延）	10人（延）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1件	1件	1件



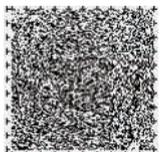
11 障害福祉サービスの見込量（1か月あたり）

サービス種別	単 位	見 込 み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
訪問系	居宅介護 （ホームヘルプ）	人	59	59	60	
		時間	897	891	885	
	重度訪問介護	人	0	0	0	
		時間	0	0	0	
	同行援護	人	0	0	0	
		時間	0	0	0	
	行動援護	人	9	10	10	
		時間	84	89	95	
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	
		時間	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	人	94	96	97
			人日	1,868	1,911	1,956
自立訓練（機能訓練）		人	1	1	2	
		人日	9	11	13	
自立訓練（生活訓練）		人	2	2	2	
		人日	35	35	36	
うち精神障がい者		人	2	2	2	
就労選択支援		人		0	1	
就労移行支援		人	7	7	7	
		人日	101	95	89	
就労継続支援（A型）		人	18	19	20	
		人日	365	391	418	
就労継続支援（B型）		人	131	140	149	
		人日	2,162	2,303	2,454	
就労定着支援		人	3	4	4	
療養介護		人	0	0	0	
短期入所（福祉型）		人	16	16	16	
		人日	97	96	96	
短期入所（医療型）	人	1	1	1		
	人日	8	8	9		
居住系	自立生活援助	人	0	0	0	
	うち精神障がい者	人	0	0	0	
	共同生活援助 （グループホーム）	人	41	44	46	
		うち精神障がい者	人	5	6	6
	施設入所支援	人	16	16	15	
相談支援	計画相談支援	人	63	64	65	
	地域移行支援	人	1	1	1	
		うち精神障がい者	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1	
		うち精神障がい者	人	1	1	1



12 地域生活支援事業の見込量（1か月あたり）

区分		単位	見込み				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度		
必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
		住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	
	成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	後見人等受任者数	人	58	62	67	
	意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者派遣	件	5	5	5	
		要約筆記者派遣	件	4	4	4	
		手話奉仕員養成講座	人(受講者数)	5	5	5	
		要約筆記者養成講座	人(受講者数)	9	9	9	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	5	5	5	
		自立生活支援用具	件	6	7	7	
		在宅療養等支援用具	件	5	5	5	
		情報・意思疎通支援用具	件	5	6	6	
		排泄管理支援用具	件	913	953	994	
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	1	
	移動支援事業		人	50	50	50	
			時間	377	382	387	
	地域活動支援センター（フリースペース事業）		箇所	1	1	1	
			人	34	34	35	
			人日	231	241	251	
	任意事業	訪問入浴サービス事業		人	0	0	0
			人日	0	0	0	
日中一時支援事業		日中ショートステイ		人	2	2	3
				人日	5	5	6
		日中デイサービス		人	23	25	27
				人日	80	85	90
生活サポート事業			人	0	0	0	
			時間	0	0	0	
知的障害者職親委託事業			人	0	0	0	



13 児童福祉法に基づくサービスの見込量（1か月あたり）

サービス種別	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	44	46	49
	人日	476	489	504
放課後等デイサービス	人	129	136	144
	人日	1,149	1,199	1,251
保育所等訪問支援	人	9	12	14
	人日	10	12	14
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
障害児相談支援	人	38	39	41
保育所	人	114	117	120
認定こども園	人	31	32	33
放課後児童クラブ	人	19	22	26

※保育所及び認定こども園については、加配保育士を必要とする子どもの数を計上

※放課後児童クラブについては、各種障害者手帳を所持する児童等の数と児童福祉法に基づくサービスの利用者を計上

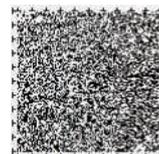
14 その他の事業の見込量

① 発達障がいのある方に対する支援

取組事項		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	受講者数	8人	8人	8人
	支援者数	6人	6人	6人
ペアレントプログラム	受講者数	8人	8人	8人
	支援者数	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数		0人	2人	0人
ピアサポートの活動への参加人数		150人（延）	150人（延）	150人（延）

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

取組事項		見込み						
		令和6年度			令和7年度		令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回			3回		3回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回			1回		1回	
取組事項	見込み	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	令和6年度	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和7年度	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和8年度	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人



15 計画の推進に向けて

(1) 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある方が自らの意思で障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会を目指します。

(2) 関係機関等の連携

障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、知多南部地域自立支援協議会を活用し、障がいのある方を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

(3) 計画の評価・進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効率的・効果的に推進していくために、毎年施策評価をし、次年度以降の方針を立て、事業に反映させるPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

こうした計画の進捗管理や計画の見直しについては、武豊町地域福祉推進協議会及び知多南部地域自立支援協議会の意見を踏まえ、実施するものとします。

(4) SDGs (持続可能な開発目標) への対応

SDGsは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示され構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目標とされています。

本町においても、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の実現をめざし、「第3次武豊町障がい者計画」「第7期武豊町障がい福祉計画」「第3期武豊町障がい児福祉計画」において、基本施策とSDGsの目標を踏まえて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第3次武豊町障がい者計画・第7期武豊町障がい福祉計画
第3期武豊町障がい児福祉計画【概要版】

令和6年3月発行
武豊町 健康福祉部 福祉課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
〈電話〉0569-72-1111 (代表) 〈FAX〉0569-72-1115

〈メール〉syafuku@town.taketoyo.lg.jp 〈ホームページ〉<https://www.town.taketoyo.lg.jp>

